

同時発表：環境省、厚生労働省

令和6年9月30日  
不動産・建設経済局建設業課  
建設業技術企画室

## 建設リサイクル全国一斉パトロールを実施します ～10月は3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間です～

3R推進月間に合わせて、国土交通省では、環境省及び厚生労働省並びに都道府県等と連携し、建設リサイクルに関する全国一斉パトロールを実施します。

建設工事に伴って廃棄される特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の再資源化、再利用は重要な課題であり、建設リサイクル法では、これらを用いた建築物の解体工事等において、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。

3R推進月間に合わせて、建設リサイクルの意義の一層の浸透を図るとともに、関連する取組を推進していくため、例年、関係機関と連携した全国一斉パトロールを実施しています。

今年度も、以下の内容で実施しますので、お知らせします。

- 1. 実施期間** 令和6年10月頃 ～ 令和6年11月頃まで  
※上記は概ねの期間であり、都道府県・市区町村により実施期間は異なる。
- 2. 実施機関** 各都道府県及び特定行政庁  
※建設リサイクル法担当部局、環境部局及び各都道府県労働局の労働基準監督署が合同で実施。
- 3. 主なパトロール内容**
  - ・建設リサイクル法の遵守状況の確認
  - ・建設発生土の有効利用に関する取組状況の確認
  - ・フロン排出抑制法や労働安全衛生法など、関連法令の遵守状況の確認

参考：昨年度の全国一斉パトロール実績

パトロール立入り件数：5,331 現場

建設部局が建設リサイクル法に関する指導等を行った件数	指導等件数の内訳				
	標識の掲示	分別解体	無届工事	事前措置	その他
396件	334件	21件	11件	10件	20件

※上記の他に、環境部局・労働基準監督署より、関係法令に関する指導等を実施。

<お問い合わせ先>

不動産・建設経済局 建設業課 建設業技術企画室 國時、山根、永田（内線 24755）

TEL：03（5253）8111（代表）、03（5253）8380（直通）